電気需給約款別表

【2026 年 11 月 1 日改定】

第 1 表　電力料金表

【北海道エリア】

(1) ビジでん北海道バリュープラン B
ビジでん北海道プラン B 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	30A		1 契約	1516.35 円
	40A			2021.80 円
	50A			2527.25 円
	60A			3032.70 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	22.77 円
	120kWh 超過 280kWh まで	第 2 段階		28.75 円
	280kWh 超過分	第 3 段階		32.28 円

(2) ビジでん北海道プラン LB 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	10A		1 契約	522.50 円
	15A			783.75 円
	20A			1045.00 円
	30A			1567.50 円
	40A			2090.00 円
	50A			2612.50 円
	60A			3135.00 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	23.97 円
	120kWh 超過 280kWh まで	第 2 段階		30.26 円
	280kWh 超過分	第 3 段階		31.26 円

(3) ビジでん北海道バリュープラン C
ビジでん北海道プラン C 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	505.45 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	22.77 円
	120kWh 超過 280kWh まで	第 2 段階		28.75 円

	280kWh 超過分	第 3 段階		32.28 円

(4) ビジでん北海道プラン LC 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	522.50 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	23.97 円
	120kWh 超過 280kWh まで	第 2 段階		30.26 円
	280kWh 超過分	第 3 段階		31.26 円

(5) ビジでん北海道プラン低圧電力
ビジでん北海道低圧動力プラン駆けつけプラス （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1564.75 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.67 円
	その他季		

(6) ビジでん北海道ライトプラン駆けつけプラス（受付終了） （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	5A	1 契約	―
	10A		
	15A		
	20A		
	30A		
	40A		
	50A		
	60A		
電力量料金		1kWh	30.00 円

【東北エリア】

(1) ビジでん東北バリュープラン B
ビジでん東北プラン B 駆けつけプラス （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	30A	1 契約	1098.90 円
	40A		1465.20 円
	50A		1831.50 円

	60A			2197.80 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	18.99 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.40 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		29.16 円

(2) ビジでん東北プラン LB 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	10A		1 契約	382.80 円
	15A			574.20 円
	20A			765.60 円
	30A			1148.40 円
	40A			1531.20 円
	50A			1914.00 円
	60A			2296.80 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	19.92 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		26.67 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		28.28 円

(3) ビジでん東北バリュープラン C
ビジでん東北プラン C 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	366.30 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	18.99 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.40 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		29.16 円

(4) ビジでん東北プラン LC 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	382.80 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	19.92 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		26.67 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		28.28 円

(5) ビジでん東北プラン低圧電力
ビジでん東北低圧電力プラン駆けつけプラス　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1328.25 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.25 円
	その他季		15.80 円

(6) ビジでん東北ライトプラン駆けつけプラス（受付終了）　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	5A	1 契約	―
	10A		
	15A		
	20A		
	30A		
	40A		
	50A		
	60A		
電力量料金		1kWh	27.34 円

【東京エリア】

(1) ビジでん関東バリュープラン B
ビジでん関東プラン B 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	30A		1 契約	1176.33 円
	40A			1568.44 円
	50A			1960.55 円
	60A			2352.66 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	18.89 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.16 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		29.04 円

(2) ビジでん関東プラン LB 駆けつけプラス　　(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金	10A		1 契約	406.41 円
	15A			609.61 円
	20A			812.82 円
	30A			1219.23 円
	40A			1625.64 円
	50A			2032.05 円
	60A			2438.46 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	19.88 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		26.48 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		28.12 円

(3) ビジでん関東バリュープラン C
ビジでん関東プラン C 駆けつけプラス　　(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	392.11 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	18.89 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.16 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		29.04 円

(4) ビジでん関東プラン LC 駆けつけプラス　　(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	406.41 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	19.88 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		26.48 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		28.12 円

(5) ビジでん関東プラン低圧電力
ビジでん関東低圧電力プラン駆けつけプラス　　(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1211.85 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.37 円
	その他季		15.80 円

(6) ビジでん関東ライトプラン駆けつけプラス（受付終了）　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	5A	1 契約	―
	10A		
	15A		
	20A		
	30A		
	40A		
	50A		
	60A		
電力量料金		1kWh	26.50 円

(7) ビジでん関東低圧電力セットプラン駆けつけプラス（受付終了）　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1267.95 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.37 円
	その他季		15.80 円

【中部エリア】

(1) ビジでん中部バリュープラン B
ビジでん中部プラン B 駆けつけプラス　　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	30A		1 契約	1408.29 円
	40A			1877.72 円
	50A			2347.15 円
	60A			2816.58 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	20.41 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		24.74 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		27.61 円

(2) ビジでん中部プラン LB 駆けつけプラス　　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	10A		1 契約	478.01 円
	15A			717.01 円
	20A			956.02 円
	30A			1434.03 円
	40A			1912.04 円
	50A			2390.05 円
	60A			2868.06 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	21.04 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.51 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		26.18 円

(3) ビジでん中部バリュープラン C
ビジでん中部プラン C 駆けつけプラス　　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	469.43 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	20.41 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		24.74 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		27.61 円

(4) ビジでん中部プラン LC 駆けつけプラス　　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	478.01 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	21.04 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.51 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		26.18 円

(5) ビジでん中部プラン低圧電力
ビジでん中部低圧電力プラン駆けつけプラス　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1280.19 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.01 円
	その他季		15.46 円

(6) ビジでん中部ライトプラン駆けつけプラス（受付終了）　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	5A	1 契約	―
	10A		
	15A		
	20A		
	30A		
	40A		
	50A		
	60A		
電力量料金		1kWh	26.50 円

【北陸エリア】

(1) ビジでん北陸バリュープラン B
ビジでん北陸プラン B 駆けつけプラス　　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	30A		1 契約	704.22 円
	40A			938.96 円
	50A			1173.70 円
	60A			1408.44 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.30 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		21.08 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		22.74 円

(2) ビジでん北陸プラン LB 駆けつけプラス　　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	10A	1 契約	242.00 円
	15A		363.00 円
	20A		484.00 円
	30A		726.00 円
	40A		968.00 円
	50A		1210.00 円
	60A		1452.00 円

電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.84 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		21.73 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		21.56 円

(3) ビジでん北陸バリュープラン C
ビジでん北陸プラン C 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	234.74 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.30 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		21.08 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		22.74 円

(4) ビジでん北陸プラン LC 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	242.00 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.84 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		21.73 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		21.56 円

(5) ビジでん北陸プラン低圧電力
ビジでん北陸電力低圧電力プラン駆けつけプラス （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1107.70 円
電力量料金	夏季	1kWh	12.15 円
	その他季		11.09 円

(6) ビジでん北陸ライトプラン駆けつけプラス（受付終了） （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	5A	1 契約	―
	10A		
	15A		
	20A		
	30A		
	40A		
	50A		
	60A		

電力量料金	1kWh	22.50 円

【関西エリア】

(1) ビジでん関西バリュープラン A
ビジでん関西プラン A 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）			1 契約	538.46 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	19.92 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.05 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		27.90 円

(2) ビジでん関西プラン LA 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）			1 契約	555.51 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	20.94 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		26.34 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		27.03 円

(3) ビジでん関西バリュープラン B
ビジでん関西プラン B 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	447.70 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.64 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		20.69 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		23.08 円

(4) ビジでん関西プラン LB 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	467.50 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	18.54 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		21.75 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		22.37 円

(5) ビジでん関西プラン低圧電力

ビジでん関西低圧電力プラン駆けつけプラス　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1134.10 円
電力量料金	夏季	1kWh	14.84 円
	その他季		13.36 円

(6) ビジでん関西ライトプラン駆けつけプラス（受付終了）　（税込）

区分	単位	料金単価
基本料金	1 契約	―
電力量料金	1kWh	23.63 円

【中国エリア】

(1) ビジでん中国バリュープラン A
ビジでん中国プラン A 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）			1 契約	532.35 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	20.26 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		26.61 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		28.62 円

(2) ビジでん中国プラン LA 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）			1 契約	549.19 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	21.30 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		27.98 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		27.74 円

(3) ビジでん中国バリュープラン B
ビジでん中国プラン B 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	457.42 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.71 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		23.49 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		25.27 円

(4) ビジでん中国プラン LB 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	477.77 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	18.61 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		24.70 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		24.49 円

(5) ビジでん中国プラン低圧電力
ビジでん中国低圧電力プラン駆けつけプラス　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1151.85 円
電力量料金	夏季	1kWh	15.38 円
	その他季		14.09 円

(6) ビジでん中国ライトプラン駆けつけプラス（受付終了）　（税込）

区分	単位	料金単価
基本料金	1 契約	―
電力量料金	1kWh	25.54 円

【四国エリア】

(1) ビジでん四国バリュープラン A
ビジでん四国プラン A 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）			1 契約	671.33 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	20.07 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		26.36 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		29.70 円

(2) ビジでん四国プラン LA 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）			1 契約	691.90 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	21.09 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		27.71 円

	300kWh 超過分	第 3 段階		28.78 円

(3) ビジでん四国バリュープラン B
ビジでん四国プラン B 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	448.80 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	16.84 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		22.10 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		24.87 円

(4) ビジでん四国プラン LB 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	467.50 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.69 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		23.22 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		24.11 円

(5) ビジでん四国プラン低圧電力
ビジでん四国低圧電力プラン駆けつけプラス （税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1206.98 円
電力量料金	夏季	1kWh	16.29 円
	その他季		14.85 円

(6) ビジでん四国ライトプラン駆けつけプラス（受付終了） （税込）

区分	単位	料金単価
基本料金	1 契約	―
電力量料金	1kWh	25.22 円

【九州エリア】

(1) ビジでん九州バリュープラン B
ビジでん九州プラン B 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	30A		1 契約	1359.42 円
	40A			1812.56 円
	50A			2265.70 円
	60A			2718.84 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	16.52 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		21.84 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		24.69 円

(2) ビジでん九州プラン LB 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金	10A		1 契約	467.99 円
	15A			701.98 円
	20A			935.98 円
	30A			1403.97 円
	40A			1871.96 円
	50A			2339.95 円
	60A			2807.94 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.39 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		22.99 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		23.91 円

(3) ビジでん九州バリュープラン C
ビジでん九州プラン C 駆けつけプラス （税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	453.14 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	16.52 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		21.84 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		24.69 円

(4) ビジでん九州プラン LC 駆けつけプラス　（税込）

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	467.99 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.39 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		22.99 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		23.91 円

(5) ビジでん九州プラン低圧電力
ビジでん九州低圧電力プラン駆けつけプラス　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1160.87 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.07 円
	その他季		15.38 円

(6) ビジでん九州ライトプラン駆けつけプラス（受付終了）　（税込）

区分		単位	料金単価
基本料金	5A	1 契約	―
	10A		
	15A		
	20A		
	30A		
	40A		
	50A		
	60A		
電力量料金		1kWh	23.43 円

第 2 表　事務手数料

(1) 適用
お客さまが電気料金(月額)及び電気ご使用量の明細の郵送によるお知らせを希望した場合、(2)に規定する事務手数料を要します。

(2) 事務手数料
198 円（税込）

第 3 表　燃料費調整額

【北海道エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1)燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ Ａ × α ＋ Ｂ × β

Ａ ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α ＝ 0.4699

β ＝ 0.7879

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

1　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

燃料費調整単価＝(平均燃料価格−37,200 円)×(2)の基準単価／1,000

2　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

燃料費調整単価＝(37,200 円−平均燃料価格)×(2)の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間

毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ) 燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.197 円

【東北エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1)燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A×α＋B×β＋C×γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1152

β＝0.2714

γ＝0.7386

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

1　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合
燃料費調整単価＝(平均燃料価格−31,400 円)×(2)の基準単価／1,000

2　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合
燃料費調整単価＝(31,400 円−平均燃料価格)×(2)の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ）燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.221 円

【東京電力エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1)燃料費調整額の算定

イ）平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋C× γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α ＝0.1970

β ＝0.4435

γ ＝0.2512

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

イ）1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格−44,200 円）×（2）の基準単価／1,000

ロ）1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

燃料費調整単価＝（44,200 円−平均燃料価格）×（2）の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ) 燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.232 円

【中部電力エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋C× γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α ＝0.0275

β ＝0.4792

γ ＝0.4275

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

1 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合
燃料費調整単価＝(平均燃料価格−45,900 円)×(2)の基準単価／1,000

2 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合
燃料費調整単価＝(45,900 円−平均燃料価格)×(2)の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ) 燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.233 円

【北陸電力エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α ＝0.2303

β ＝1.1441

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

1　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合
燃料費調整単価＝(平均燃料価格−21,900 円)×(2)の基準単価／1,000

2　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合
燃料費調整単価＝(21,900 円−平均燃料価格)×(2)の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ）燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.161 円

【関西電力エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

（1） 燃料費調整額の算定

イ） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α ＝0.0140

β ＝0.3483

γ ＝0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

1　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格−27,100 円）×（2）の基準単価／1,000

2　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

燃料費調整単価＝（27,100 円−平均燃料価格）×（2）の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ) 燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A のお客様については、最低料金適用電力量までは最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

① 従量電灯 A の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.475 円
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.165 円

② ①以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします

1 キロワット時につき	0.165 円

【中国電力エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α ＝0.1543

β ＝0.1322

γ ＝0.9761

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格1トン当たりの平均液化天然ガス価格、および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

燃料費調整単価＝(平均燃料価格−26,000 円)×(2)の基準単価／1,000

ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

燃料費調整単価＝(26,000 円−平均燃料価格)×(2)の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間

毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ) 燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A のお客様については、最低料金適用電力量までは最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

① 従量電灯 A の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.680 円
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.245 円

② ①以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします

1 キロワット時につき	0.245 円

【四国電力エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α ＝0.2104

β ＝0.0541

γ ＝1.0588

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

1 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

燃料費調整単価＝(平均燃料価格−26,000 円) × (2)の基準単価／1,000

2 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

燃料費調整単価＝(26,000 円−平均燃料価格) × (2)の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ) 燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A のお客様については、最低料金適用電力量までは最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは 1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

① 従量電灯 A の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の 11 キロワット時まで	2.154 円
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.196 円

② ①以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします

1 キロワット時につき	0.196 円

【九州電力エリア】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α ＝0.0053

β ＝0.1861

γ ＝1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格1トン当たりの平均液化天然ガス価格、および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

1　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合
　燃料費調整単価＝(平均燃料価格－27,400 円)×(2)の基準単価／1,000

2　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合
　燃料費調整単価＝(27,400 円－平均燃料価格)×(2)の基準単価／1,000

ハ) 燃料費調整単価の適用

平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ) 燃料費調整額

燃調費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.136 円

第 4 表　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法　第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第 5 表　電源調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所(以下、「JEPX」という。)のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で各地域の 30 分毎のエリアプライス単純平均値(以下、市場単価)に応じて、以下に定める電源調達調整費の還元または追加請求を行うものとします。

(1) 還元基準単価および請求基準単価の設定

1　還元基準単価

当月の市場単価が、下表に定める金額を下回る場合には、各契約種別の料金から、(3)に定める電源調達調整費（還元）を差し引くものとします。

エリア	還元基準単価
北海道	8.00 円
東北	
東京	
中部	7.00 円
北陸	
関西	
中国	
四国	
九州	

2　請求基準単価

当月市場単価が下表に定める金額を上回った場合、各契約種別における料金に、(3)に定める電源調達調整費（請求）を加えるものとします。

エリア	請求基準単価
北海道	13.32 円
東北	12.85 円
東京	13.69 円
中部	12.68 円
北陸	12.27 円
関西	12.49 円
中国	12.12 円
四国	12.05 円
九州	11.48 円

(2) 調達単価係数の設定

市場単価が請求基準単価を上回る場合のみ、市場単価と請求基準単価の差に下表に定める調達単価係数を乗じます。

エリア	調達単価係数
北海道	1.11

東北	1.12
東京	1.10
中部	
北陸	1.11
関西	
中国	
四国	
九州	1.12

(3) 電源調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、以下算式の(還元基準単価-市場単価)、(市場単価-請求基準単価)×調達単価係数には消費税および地方消費税の税率の合計を乗じるものとし、端数は、小数第 3 位以下を四捨五入いたします。

市場単価が還元基準単価を下回る場合	(還元基準単価-市場単価)×月間使用電力量(kWh)を減算
市場単価が請求基準単価を上回る場合	(市場単価-請求基準単価)×調達単価係数×月間使用電力量(kWh)を加算

※N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される電源調達調整費は、N-1 月 1 日から N-1 月末日までの期間に係る市場単価に基づき算定した電源調達調整単価によって算定するものとします。

(4) 電源調達調整費の適用

電源調達調整費は、2023 年 8 月検針分から適用とします。

第 6 表　解約手数料

イ) お客様が契約期間内に本契約を解約された場合、残余期間に関わらず(3)に定める一律の解約手数料(税込)が発生します。更新後の契約についても同様とします。

ロ) 契約期間満了日が属する月の翌月及び翌々月は更新猶予月とし、お客さまが更新猶予月に本契約を解約された場合、前項にかかわらず、更新後の契約について、解約手数料は発生いたしません。

ハ) 解約手数料は 10,450 円(税込)とします。

第 7 表　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ) 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ) 前 3 月間の月間使用電力量による場合

前 3 月間の月間使用電力量／前 3 月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合
使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。
取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合
参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合
計量電力量／{100 パーセント＋(±誤差率)}
なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。
イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

第 8 表　日割り計算の基本算定
日割り計算の基本算定は、次のとおりとします。
イ) 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合
1 月の該当料金×日割計算対象日数／検針期間の日数
ロ) 電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(1) ビジでん北海道バリュープラン B/ビジでん北海道プラン B 駆けつけプラス/ビジでん北海道プラン LB 駆けつけプラス

- 第 1 段階料金適用電力量
＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
- 第 2 段階料金適用電力量
＝160 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) ビジでん東北バリュープラン B/ビジでん東北プラン B 駆けつけプラス/ビジでん関東バリュープラン B/ビジでん関東プラン B 駆けつけプラス/ビジでん中部バリュープラン B/ビジでん中部プラン B 駆けつけプラス/ビジでん北陸バリュープラン B/ビジでん北陸プラン B 駆けつけプラス/ビジでん九州バリュープラン B/ビジでん九州プラン B 駆けつけプラス/ビジでん東北プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん関東プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん中部プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん北陸プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん九州プラン LB 駆けつけプラス

- 第 1 段階料金適用電力量
 ＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
- 第 2 段階料金適用電力量
 ＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(3) ビジでん北海道バリュープラン C/ビジでん北海道プラン C 駆けつけプラス/ビジでん北海道プラン LC 駆けつけプラス

- 第 1 段階料金適用電力量
 ＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
- 第 2 段階料金適用電力量
 ＝160 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(4) ビジでん東北バリュープラン C/ビジでん東北プラン C 駆けつけプラス/ビジでん関東バリュープラン C/ビジでん関東プラン C 駆けつけプラス/ビジでん中部バリュープラン C/ビジでん中部プラン C 駆けつけプラス/ビジでん北陸バリュープラン C/ビジでん北陸プラン C 駆けつけプラス/ビジでん九州バリュープラン C/ビジでん九州プラン C 駆けつけプラス/ビジでん東北プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん関東プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん中部プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん北陸プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん九州プラン LC 駆けつけプラス

- 第 1 段階料金適用電力量
 ＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
 なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
- 第 2 段階料金適用電力量
 ＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
 なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(5) ビジでん関西バリュープラン A/ビジでん関西プラン A 駆けつけプラス/ビジでん中国バリュープラン A/ビジでん中国プラン A 駆けつけプラス/ビジでん関西プラン LA 駆けつけプラス/ビジでん中国プラン LA 駆けつけプラス

- 最低料金適用電力量
 ＝15 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
 なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。
- 第 1 段階料金適用電力量

＝105 キロワット時 × 日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- 第 2 段階料金適用電力量
＝180 キロワット時 × 日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(6) ビジでん四国バリュープラン A/ビジでん四国プラン A 駆けつけプラス/ビジでん四国プラン LA 駆けつけプラス

- 最低料金適用電力量
＝11 キロワット時 × 日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。
- 第 1 段階料金適用電力量
＝109 キロワット時 × 日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- 第 2 段階料金適用電力量
＝180 キロワット時 × 日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(7) ビジでん関西バリュープラン B/ビジでん関西プラン B 駆けつけプラス/ビジでん中国バリュープラン B/ビジでん中国プラン B 駆けつけプラス/ビジでん関西プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん中国プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん四国バリュープラン B/ビジでん四国プラン B 駆けつけプラス/ビジでん四国プラン LB 駆けつけプラス

- 第 1 段階料金適用電力量
＝120 キロワット時 × 日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- 第 2 段階料金適用電力量
＝180 キロワット時 × 日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

1 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

2 契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

1 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

2 契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

第 9 表　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1) ビジでん北海道バリュープラン B/ビジでん北海道プラン B 駆けつけプラス/ビジでん東北バリュープラン B/ビジでん東北プラン B 駆けつけプラス/ビジでん関東バリュープラン B/ビジでん関東プラン B 駆けつけプラス/ビジでん中部バリュープラン B/ビジでん中部プラン B 駆けつけプラス/ビジでん北陸バリュープラン B/ビジでん北陸プラン B 駆けつけプラス/ビジでん九州バリュープラン B/ビジでん九州プラン B 駆けつけプラス

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1 契約電流が 30 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。

2 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

1　契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、またはスイッチング支援システムに登録の契約電流によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

2　当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) ビジでん北海道プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん東北プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん関東プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん中部プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん北陸プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん九州プラン LB 駆けつけプラス

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1　契約電流が 10 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。

2　需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

1　契約電流は 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、またはスイッチング支援システムに登録の契約電流によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

2　当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) ビジでん北海道ライトプラン駆けつけプラス/ビジでん東北ライトプラン駆けつけプラス/ビジでん関東ライトプラン駆けつけプラス/ビジでん中部ライトプラン駆けつけプラス/ビジでん北陸ライトプラン駆けつけプラス/ビジでん九州ライトプラン駆けつけプラス

イ）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1　契約電流が 5 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。

2　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約電流

1　契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、またはスイッチング支援システムに登録の契約電流によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

2　当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) ビジでん北海道バリュープラン C/ビジでん北海道プラン C 駆けつけプラス/ビジでん東北バリュープラン C/ビジでん東北プラン C 駆けつけプラス/ビジでん関東バリュープラン C/ビジでん関東プラン C 駆けつけプラス/ビジでん中部バリュープラン C/ビジでん中部プラン C 駆けつけプラス/ビジでん北陸バリュープラン C/ビジでん北陸プラン C 駆けつけプラ

ス/ビジでん九州バリュープラン C/ビジでん九州プラン C 駆けつけプラス/ビジでん北海道プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん東北プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん関東プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん中部プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん北陸プラン LC 駆けつけプラス/ビジでん九州プラン LC 駆けつけプラス

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

2　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量や電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、あるいはスイッチング支援システムに登録の契約電流により決定します。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(5) ビジでん関西バリュープラン A/ビジでん関西プラン A 駆けつけプラス/ビジでん中国バリュープラン A/ビジでん中国プラン A 駆けつけプラス/ビジでん四国バリュープラン A/ビジでん四国プラン A 駆けつけプラス/ビジでん関西プラン LA 駆けつけプラス/ビジでん中国プラン LA 駆けつけプラス/ビジでん四国プラン LA 駆けつけプラス

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1　使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

2　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上や

むをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示、あるいはスイッチング支援システムに登録の契約電流によって行うものといたします。ただし、当社が指定する契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。

(6) ビジでん関西バリュープラン B/ビジでん関西プラン B 駆けつけプラス/ビジでん中国バリュープラン B/ビジでん中国プラン B 駆けつけプラス/ビジでん四国バリュープラン B/ビジでん四国プラン B 駆けつけプラス/ビジでん関西プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん中国プラン LB 駆けつけプラス/ビジでん四国プラン LB 駆けつけプラス

イ）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

2　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量や電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、あるいはスイッチング支援システムに登録の契約電流により決定します。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(7) ビジでん北海道プラン低圧電力/ビジでん北海道低圧動力プラン駆けつけプラス/ビジでん東北プラン低圧電力/ビジでん東北低圧動力プラン駆けつけプラス/ビジでん関東プラン低圧電力/ビジでん関東低圧動力プラン駆けつけプラス/ビジでん中部プラン低圧電力/ビジでん中部低圧動力プラン駆けつけプラス/ビジでん北陸プラン低圧電力/ビジでん北陸低圧動力プラン駆けつけプラス

イ）適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

2　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

3　負荷率（電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100）が 13 パーセント未満であること。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約電力

契約電力の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力や電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、あるいはスイッチング支援システムに登録の契約電流により決定します。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(8) ビジでん関西プラン低圧電力/ビジでん関西低圧動力プラン駆けつけプラス/ビジでん中国プラン低圧電力/ビジでん中国低圧動力プラン駆けつけプラス/ビジでん四国プラン低圧電力/ビジでん四国低圧動力プラン駆けつけプラス

イ）適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

2　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

3　負荷率（電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100）が 20 パーセント未満であること。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約電力

契約電力の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力や電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、あるいはスイッチング支援システムに登録の契約電流により決定します。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼す

ることで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(9) ビジでん九州プラン低圧電力/ビジでん九州低圧動力プラン駆けつけプラス

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

1 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

2 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

3 負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)が 17.5 パーセント未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電力

契約電力の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力や電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、あるいはスイッチング支援システムに登録の契約電流により決定します。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。